

平成22年11月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

〔平成22年度11月補正予算関係〕
第1次追加提案分

総務部

平成22年11月定例会議案説明資料(第1次追加提案分)目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名	頁
第19号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5
第20号	鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部改正について	財政課	6

平成22年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	971,989	121,138	1,093,127
9 国庫支出金	51,065,299	11,586,624	62,651,923
12 繰入金	22,540,823	1,823,854	24,364,677
13 繰越金	2,583,661	79,701	2,663,362
14 諸収入	14,259,760	12	14,259,772
15 県債	72,862,000	2,386,000	75,248,000
歳入合計	344,879,950	15,997,329	360,877,279

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	24,485,506	184,973	24,670,479	184,973			
3 民生費	42,965,650	1,087,632	44,053,282	1,084,630		5,009	△ 2,007
4 衛生費	12,182,703	2,226,768	14,409,471	2,097,223		128,857	688
5 労働費	8,900,197	1,200,000	10,100,197	1,000,000		200,000	
6 農林水産業費	28,074,982	4,477,439	32,552,421	2,716,877	327,000	1,396,205	37,357
7 商工費	14,166,557	48,150	14,214,707	48,150			
8 土木費	52,663,118	5,812,603	58,475,721	3,495,007	2,059,000	214,933	43,663
9 警察費	16,552,628	289,048	16,841,676	289,048			
10 教育費	66,876,176	670,716	67,546,892	670,716			
歳出合計	344,879,950	15,997,329	360,877,279	11,586,624	2,386,000	1,945,004	79,701

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 農林水産業費分担金	千円 162,828	千円 10,140	千円 172,968	1 農地費分担金	千円 10,140	土地改良費分担金 9,000 農地防災事業費分担金 1,140
計	226,016	10,140	236,156			

2項 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 農林水産業費負担金	千円 328,361	千円 56,065	千円 384,426	1 農地費負担金	千円 24,070	土地改良費負担金 21,410 農地防災事業費負担金 2,660
				2 林業費負担金	31,995	林道費負担金
4 土木費負担金	401,678	54,933	456,611	2 道路橋りょう費負担金	19,013	道路橋りょう新設改良費負担金
				3 河川海岸費負担金	35,920	河川移務費負担金 5,670 砂防費負担金 30,250
計	745,973	110,998	856,971			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	千円 1,463,236	千円 184,973	千円 1,648,209	1 総務管理費補助金	千円 107,963	財産管理費補助金
				2 企画費補助金	2,409	計画調査費補助金
				3 防災費補助金	74,601	防災総務費補助金
2 民生費国庫補助金	1,126,859	1,084,630	2,211,489	1 社会福祉費補助金	436,731	老人福祉費補助金 257,554 婦人福祉費補助金 69,627 障がい者自立支援事業費補助金 109,550
				2 児童福祉費補助金	647,899	児童福祉総務費補助金 536,653 児童福祉施設費補助金 111,246
3 衛生費国庫補助金	1,138,549	2,097,223	3,235,772	1 公衆衛生費補助金	569,890	予防費補助金 534,573 母子衛生費補助金 3,402 健康県づくり推進費補助金 28,885 衛生環境研究所費補助金 3,030
				2 環境衛生費補助金	27,333	環境保全費補助金
				3 医薬費補助金	1,500,000	医務費補助金
4 労働費国庫補助金	1,095,283	1,000,000	2,095,283	2 労政費補助金	1,000,000	労政総務費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	7,252,603	2,716,877	9,969,480	1 農業費補助金	873,111	農業総務費補助金 27,302 農作物対策費補助金 842,290 農業試験場費補助金 3,386 園芸試験場費補助金 133

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
				2 畜産業費補助金	10,696	畜産試験場費補助金 4,999 中小家畜試験場費補助金 5,697
				3 農地費補助金	169,380	土地改良費補助金 159,880 農地防災事業費補助金 9,500
				4 林業費補助金	1,613,380	林業振興費補助金 1,330,000 造林費補助金 50,000 林道費補助金 127,500 治山費補助金 105,880
				5 水産業費補助金	50,310	水産試験場費補助金 2,600 漁港管理費補助金 47,710
6 土木費国庫補助金	16,613,881	3,495,007	20,108,888	2 道路橋りょう費補助金	2,156,437	道路橋りょう総務費補助金 121,950 道路橋りょう維持費補助金 966,600 道路橋りょう新設改良費補助金 1,067,887
				3 河川海岸費補助金	1,035,664	河川総務費補助金 381,164 河川改良費補助金 292,500 砂防費補助金 212,000 海岸保全費補助金 150,000
				4 港湾費補助金	252,906	港湾建設費補助金 11,200 空港費補助金 61,103 港湾管理費補助金 151,600 境港管理組合費補助金 29,003
				5 都市計画費補助金	50,000	公園費補助金
7 商工費国庫補助金	1,566	48,150	49,716	1 観光費補助金	48,150	観光費補助金
8 警察費国庫補助金	319,626	289,048	608,674	1 警察管理費補助金	219,561	警察施設費補助金
				2 警察活動費補助金	69,487	刑事警察費補助金 24,563 交通指導取締費補助金 44,924
9 教育費国庫補助金	883,066	670,716	1,553,782	4 高等学校費補助金	299,877	施設設備整備費補助金
				5 特殊学校費補助金	361,274	特別支援学校費補助金
				6 社会教育費補助金	9,565	博物館費補助金
計	33,064,426	11,586,624	44,651,050			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
8 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	960,011	624	960,635	1 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	624	児童福祉施設費充当
11 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	4,415,909	200,000	4,615,909	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	200,000	労政総務費充当
13 安心こども基金繰入金	844,840	2,184	847,024	1 安心こども基金繰入金	2,184	児童福祉総務費充当

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
17 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	千円 210,918	千円 2,189	千円 213,107	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	千円 2,189	老人福祉費充当
21 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	2,211,455	1,330,000	3,541,455	1 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	1,330,000	林業振興費充当
23 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	1,654,571	160,000	1,814,571	1 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金	160,000	砂防費充当
26 ワクチン接種緊急促進基金繰入金	0	128,857	128,857	1 ワクチン接種緊急促進基金繰入金	128,857	予防費充当
計	22,164,176	1,823,854	23,988,030			

13款繰越金

1項繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金	千円 2,583,661	千円 79,701	千円 2,663,362	1 前年度繰越金	千円 79,701	
計	2,583,661	79,701	2,663,362			

14款諸収入

7項雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
6 雑入	千円 1,917,146	千円 12	千円 1,917,158	1 雑入	千円 12	
計	2,184,907	12	2,184,919			

15款県債

1項県債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
4 農林水産業債	千円 2,541,000	千円 327,000	千円 2,868,000	2 農地債	千円 111,000	土地改良費充当 106,000 農地防災事業費充当 5,000
				3 林業債	216,000	造林費充当 28,000 林道費充当 95,000 治山費充当 93,000
5 普通土木債	11,725,000	1,303,000	13,028,000	1 道路橋りょう債	635,000	道路橋りょう維持費充当 170,000 道路橋りょう新設改良費充当 465,000
				2 河川海岸債	596,000	河川改良費充当 252,000 砂防費充当 194,000 海岸保全費充当 150,000
				3 港湾債	22,000	港湾建設費充当
				4 都市計画債	50,000	公園費充当
9 直轄事業債	6,394,000	756,000	7,150,000	1 直轄道路事業債	683,000	直轄道路事業費充当
				2 直轄河川海岸事業債	73,000	直轄河川事業費充当 60,000 直轄砂防事業費充当 13,000
計	72,862,000	2,386,000	75,248,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						合計 (千円)	備 考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)	
補正後	長等	2		25,284	8,280 2.71			33,564	5,728	39,292	
	議員	38	330,200		109,324 2.74			439,524	29,067	468,591	
	その他の特別職	7,062	4,157,833	6,564	2,150 2.71			4,166,547	436,736	4,603,283	
	計	7,102	4,488,033	31,848	119,754			4,639,635	471,531	5,111,166	
補正前	長等	2		25,284	8,280 2.71			33,564	5,728	39,292	
	議員	38	330,200		109,324 2.74			439,524	29,067	468,591	
	その他の特別職	7,058	4,155,334	6,564	2,150 2.71			4,164,048	436,380	4,600,428	
	計	7,098	4,485,534	31,848	119,754			4,637,136	471,175	5,108,311	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	4	2,499					2,499	356	2,855	
	計	4	2,499					2,499	356	2,855	

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部改正について</p>				
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>(1) がん及び感染症を予防するためのワクチンの接種を促進するため、新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進基金を設置するとともに、高齢者等に係る地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを支援するため、鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の拡充を行う。</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交付する方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1" data-bbox="268 1093 1385 1220"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 1093 539 1137">名称</th> <th data-bbox="539 1093 1385 1137">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 1137 539 1220">鳥取県ワクチン接種緊急促進基金</td> <td data-bbox="539 1137 1385 1220">子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置目的に、高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備することを加える。</p> <p>(3) 鳥取県農地を守る直接支払基金は廃止する。</p> <p>(4) その他所要の規程の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止する規定の施行日は平成23年2月1日とする。</p> <p>(2) その他の規定の施行日は公布日とする。</p>	名称	設置目的	鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。
名称	設置目的				
鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。				

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

鳥取県基金条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第 号）の一部を次のように改正する。
本則を次のように改める。

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図るとともに、 <u>高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備すること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略					略				
33 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、 <u>医療機能の強化、医師</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の	33 鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、 <u>医療機能の強化、医師</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の

	等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。			財源に充てるとき。		等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。		財源に充てるとき。
34 鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。				

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	(2) (1)	12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	(2) (1)

	8年鳥取県 条例第19 号)による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。 と。	のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て			8年鳥取県 条例第19 号)による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。 と。	のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		
13	鳥取県 農地 を守 る直 接支 払基 金	中山間地 域の農業者 に対し直接 支払いを実 施すること により、農 業生産活動 を維持し、 農地が有す る水源かん 養機能等の 多面的機能 を確保する こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。			
13	略							
14	略							
15	略							
16	略							
17	略							
18	略							
19	略							
20	略							
21	略							
22	略							
23	略							
24	略							
25	略							
26	略							
27	略							
14	略							
15	略							
16	略							
17	略							
18	略							
19	略							
20	略							
21	略							
22	略							
23	略							
24	略							
25	略							
26	略							
27	略							
28	略							

<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。